

無視された食品安全基本法：多発する未承認遺伝子組換え食品添加物問題

NPO 食品安全グローバルネットワーク 中村幹雄（鈴鹿医療科学大学薬学部）

1) 2008年3月、未審査の遺伝子組換え食品 GF2（糖類、明治製菓）が流通したが、回収された。（「食と消費者の権利」152頁に記載した）

2) 昨年12月5日、韓国のCJ社がインドネシア工場で生産した調味料（5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウムの混合物）が未承認の遺伝子組換え添加物であったと厚生労働省がニュースリリースした。食品衛生法第11条違反となる。

この問題については、昨年12月5日、生活クラブ生活共同組合・東京（理事長：吉田由美子さん）が、12月15日付で厚生労働大臣へ「抗議文」及び「申し入れ書」を送付した。

1月13日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会は、CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウムとKCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウムについて非公開で審議し、健康影響評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会（いわゆる親委員会）に報告することとされた。1月19日からパブリックコメントに入った。

こうした措置は、食塩に固結防止の目的で添加されたフェロシアン化物（食品衛生法第11条違反）を事後処理的に容認した事案と全く同様のケースであって、法治国家として認められるものではない。

3) 昨年12月20日の参議院議員会館内学習会で、私はこの問題を取り上げ、2008年3月の「GF2」の回収があったときに、厚労省にしても食品企業にしても、チェックしなかったのか、両者のコンプライアンスに問題があるとの趣旨の指摘をした。本当に、チェックしていなかった。

4) 日本の遺伝子組換え食品添加物には、官報に掲載された添加物（現在、14品目）と健康影響評価不要とされたた添加物（不詳）の2種類ある。ロッシュ（現在、DSM）のビタミンB2（リボフラビン）は前者に相当し、2001年3月30日に官報に掲載された。DSM（旧ロッシュ）以外にもBASFや中国企業がGenetically modified organisms(GMOs)を使用した醗酵法でビタミンB2（リボフラビン）の「primarily products」を作り、それを精製し、食品用・飼料用に販売している。BASFについては、昨年12月22日の厚労省の「食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応（第2報）」で発覚した。さらに、安価な漬物用の着色料に中国製の未承認のリボフラビンが使用されている可能性は否定できない。

1月13日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会は、LU11439株を利用して生産されリボフラビンについては、継続審議とした。

5) ビタミンCの8割を生産する中国における2段階醗酵法の1つは、GMOsが使用されている可能性がある。医療用のビタミンB12（シアノコバラミン）がGMOである可能性を示す2000年頃の書面もある。ビタミン類に対する徹底した調査が必要である。

6) BASFのキシラナーゼが、未承認添加物であったことが12月22日の厚労省の発表で発覚した。食品・食品添加物の製造過程で各種の酵素が使用される。酵素を供給する企業の中にはBASFと同様の問題を内包している可能性がある。

この問題には2つの原因がある。第1に、「食品安全基本法第11条で定められ関係各大臣が内閣府食品安全委員会の意見を聴かなければならないとき」が、内閣府食品安全委員会令で定められ、「内閣府食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令に定められた事項」に該当し、食品安全基本法第24条による意見聴取が必要であるとの3段階が分り辛い。例え安全な添加物であっても必要な手続きをしなければ食品衛生法第11条に違反することが食品企業に徹底していない。第2に、国内企業が食品用や飼料用のビタミン類の生産から撤退したことで、遺伝子組換え操作が闇の中となり、消費者は無論のこと行政にも情報が入らなくなったことにある。